

土木部発注工事における現場環境改善費の計上の改定について（通知）

現場環境改善費の計上については、令和3年3月12日付け「土木部発注工事における現場環境改善費の計上について」により通知しているところですが、このたび、土木工事標準積算基準書の改定に伴い、内容の改定を行いましたのでお知らせします。

本通知は、令和8年4月1日以降に積算する工事から運用を開始します。

なお、令和3年3月12日付け「土木部発注工事における現場環境改善費の計上について」は廃止します。

記

1 対象工事

当初設計金額5,000万円以上の土木部発注の土木一式工事を対象とする。ただし、緊急を要する災害復旧工事等は対象外とする。

2 積算方法

土木工事標準積算基準書に準じて積算し、原則として当初設計から計上するものとする。

3 実施内容

各計上費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）から1内容ずつの合計4つの内容を実施する。（別表参照）

4 評価方法

当初提出した4つの内容の実施を必須とする。実施が確認できない場合は、率計上分を減額変更する。

5 実施方法

受注者は具体的な内容、実施時期を施工計画書に記載し、事前に工事監督員に提出する。受注者は各内容の実施状況を撮影し、工事成果品として納品する。

6 快適トイレを設置する場合の費用の取り扱い

現場環境改善費	快適トイレ	費用計上方法
計上する	設置する	快適トイレの積算上限額を超える費用については現場環境改善費(率分)に含む。
計上しない	設置する	快適トイレの積算上限額を超える設置費用を現場環境改善費として積上げ計上する。

7 問合せ先

技術企画課 積算・市町支援グループ (TEL 087-832-3521)